

学校外で運動系の活動をしている生徒について

令和5年 4月1日

延岡市立延岡中学校

1 はじめに

本県では、学校外で運動系の活動（以下社会体育）している生徒に対して、地区及び県中体連大会等への出場を認めている現状がある。本校においても生徒数の減少等で部活動の整理が進んでおり、社会体育の場で活動している生徒も多い。そうした現状を踏まえ、社会体育で活動する生徒の中体連各大会への出場については、本校の運動部活動に係わる活動方針や部活動生規約等に準じ、引率教諭の負担にも考慮しながら、下記の規準等を基に参加を認めるものとする。

2 社会体育として認める規準

- (1) 年度当初に社会体育を行っているとの申請があった生徒。
- (2) 責任ある指導者等が存在し、本校部活動の活動に準じた組織的な練習や日々の実績がある生徒。

3 出場規定

- (1) 部活動生が遵守する部活動生規約に準じ、良好な生活態度であり学校代表としてふさわしい生徒。
- (2) 校内諸事情を勘定し、引率業務が可能な状態であること。

4 派遣補助規定

出場の際は、本校派遣補助費に基づき大会派遣費を補助する。